

口座振替依頼書（右片）記入例

口座のお届け印を押してください。

① 金融機関 } 共通記入欄
ゆうちょ銀行

水道料金等を振り替えるお通帳の口座名義を記入してください。

※金融機関をご利用のお客さま
金融機関名、支店名及び口座番号を記入し、預金口座の種類を○で囲んでください。

※ゆうちょ銀行をご利用のお客さま
通帳記号、通帳番号を記入してください。

② 上下水道局にお申込みいただいたお名前と水道をご使用される場所の住所(マンション・アパート名、棟番号、室番号まで)をご記入ください。

③ 連絡先の電話番号を記入し、自宅・勤務先・携帯電話のいずれかを○で囲んでください。

④ お客さま番号
「領収証」、「水道使用量のお知らせ」又はご自宅玄関辺りに貼ってある番号をお確かめのうえご記入ください。

京都市水道料金等口座振替依頼書(自動払込申込書)

金融機関 御中 年 月 日

私は、水道料金・下水道使用料を口座振替(自動払込)により支払うこととしたいので口座振替規定に基づき下記のとおり依頼します。

◆口座名義・お届け印(金融機関にお届けされているお名前・ご印鑑)

口座名義 (フリガナ) 水道太郎

お届け印 (フリガナ) 水道太郎

◆給水申込者名・所在地名(上下水道局にお届けされているお名前・ご住所)

お名前 (フリガナ) 水道太郎

ご住所 (フリガナ) 京都市 南区 上鳥羽鉾立町11番地3

◆お客さま番号(水道番号)

検針区	使用者コード	水栓番号
6 9 1 3	1 7 1 0	0 7 7 4 6

《ご注意》

- ※太枠内のみご記入ください。
- ※ご記入の際、「消せるボールペン」は使用しないでください。
- ※記入訂正箇所には必ず口座のお届け印を押してください。
- ※この口座振替依頼書(自動払込申込書)はがきは上下水道局へ給水申込手続がお済みになっていることを前提として依頼を受け付けております。(口座振替(自動払込)のお申込みが先になりますと口座請求の開始が遅れる場合がございます。)

◆お申込手続は・・・

右上の口座振替依頼書(自動払込利用申込書)に必要な事項を記入及び捺印のうえ、本用紙を切り離さず折りたたみ、別添「口座振替依頼書送付専用封筒」を組み立てたうえ、本用紙を封入し、ポストへ投函してください。(切手は不要です)

※捺印は金融機関のお届け印をお願いします。

※記入訂正は口座のお届け印をご使用ください。

※会社・法人名義でお申込みの際は、代表者名等をお届けのとおりご記入ください。

金融機関との手続は上下水道局から行います。

◆口座からの振替(払込)日は・・・

お客さまの検針月の翌17日です。

ただし、金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日になります。

◆口座振替割引の適用は・・・

所定の口座振替(払込)日にお引き落としができた場合に、以下の金額を割引いたします。

- ・水道料金 1カ月当たり 20円(税抜き)
- ・下水道使用料 1カ月当たり 20円(税抜き)

◆もし預金が不足して振替(払込)できなかった場合は・・・

次回振替(払込)日(再振替(払込)日)をはがきでお知らせしますので、その日までに口座にご入金いただければ再度引き落としさせていただきます。

なお、再請求の場合、「口座振替割引」は適用されませんのでご了承ください。

※ご使用場所以外のご住所に送付が必要な場合は、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーまでご連絡ください。

◆ご利用いただける金融機関は・・・

京都市上下水道局と契約のある金融機関です。詳しくは、最寄りの金融機関、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナー、又は各営業所までお問い合わせください。京都市上下水道局のホームページにも掲載しております。

京都市水道料金等 口座振替依頼書 自動払込申込書(印)

金融機関 御中 年 月 日

私は、水道料金・下水道使用料を口座振替(自動払込)により支払うこととしたいので口座振替規定に基づき下記のとおり依頼します。

◆口座名義・お届け印(金融機関にお届けされているお名前・ご印鑑)

口座名義 (フリガナ)

金融機関 (フリガナ) 銀行 信用組合 農協 郵便局

預金口座 (フリガナ) 銀行コード 支店コード 種別 口座番号(右詰で記入)

ゆうちょ銀行 (フリガナ) 種目コード 契約種別 通帳記号 通帳番号(右詰で記入)

郵便コード

払込先口座番号 加入者名

不備返却事由
1 預金取引なし
2 記載事項相違
3 印鑑相違
4 印鑑不鮮明
5 その他

店名・種別
番号・名義

◆給水申込者名・所在地名(上下水道局にお届けされているお名前・ご住所)

おなまえ (フリガナ)

おところ 京都市 区

電話 (自宅・携帯電話) (勤務先)

◆お客さま番号(水道番号)

検針区 使用者コード 水栓番号

【口座振替規定(金融機関宛)】(ゆうちょ銀行は除く)

1. 貴行に請求書が送付された時は、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・同払戻請求書の提出または、小切手の振出しはしません。
 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 3. この契約を解除する時は、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
 4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。以上

《お願い》

手続の関係で口座振替(自動払込)お申込み後、最初の請求に間に合わない場合は「水道料金・下水道使用料の納入通知書」を郵送させていただきますので、最寄りのコンビニエンスストア、金融機関、又は上下水道局の窓口でお支払いください。

●お問い合わせは
京都市上下水道局 お客さま窓口サービスコーナー
〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3
電話 075(672)7770
FAX 075(672)7773

